

第1章 「静岡県の授業づくり指針」の活用にあたって

1 作成の経緯

県教育委員会では、平成15年度に、有馬朗人元文部大臣に座長をお願いして、「確かな学力」育成会議を発足させました。育成会議では、平成16年3月に「確かな学力」を「基礎・基本」と「自ら学び自ら考える力」の両者を指すものと定義付け、この両者をバランスよく培っていくための具体策を提言しています。知識・技能と思考力・判断力・表現力や学ぶ意欲等を総合的かつ全体的にバランスよく身に付けさせ、子どもたちの学力の質を高めていくということが重視されてきました。

「静岡県版カリキュラム」は、このような学力観に立ち、「確かな学力」の育成に向けた魅力ある授業づくりを支援するために作成されました。平成16年度末に、公立の小学校、中学校の教員に配布され、各学校の授業計画作成等のよりどころとなってきました。

平成20年3月に、小学校、中学校の新しい学習指導要領が告示されたことに伴い、既存の「静岡県版カリキュラム」（国語、社会、算数/数学、理科、外国語）を改訂するとともに、新たに体育/保健体育、音楽、図画工作/美術、家庭/技術・家庭の4教科について作成することとしました。また、名称については、編集内容が本県における「確かな学力」の育成に向けた魅力ある授業づくりの「指針」を示したものであることから、「静岡県の授業づくり指針」と改めることとしました。

2 学習指導要領の改訂

平成18年12月に教育基本法が改正され、それに伴い学校教育法等が改正されました。このような教育の根本に遡った法改正を踏まえ、新しい学習指導要領は改訂されました。「小学校学習指導要領解説 総則編（平成20年8月）文部科学省」において、以下のように「改訂の基本方針」が示されています。（下線部分は、「中学校学習指導要領解説 総則編（平成20年8月）文部科学省」と異なるもので、【 】内に「中学校学習指導要領解説 総則編」の記述内容を示しています。）

① 教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ「生きる力」を育成すること。

平成8年7月の中央教育審議会答申（「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」）は、変化の激しい社会を担う子どもたちに必要な力は、基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの「生きる力」と提言した。今回の改訂においては、生きる力という理念は、知識基盤社会の時代においてますます重要となっていることから、これを継承し、生きる力を支える確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた育成を重視している。

このため、総則の「教育課程編成の一般方針」として、引き続き「各学校において、児童【生徒】に生きる力をはぐくむことを目指すこととし、児童【生徒】の発達の段階を考慮しつつ、知・徳・体の調和のとれた育成を重視することが示された。

また、教育基本法改正により、教育の理念として、新たに、公共の精神を尊ぶこと、環境の保全に寄与すること、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与することが規定されたことなどを踏まえ、内容の充実を行った。

② 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること。

確かな学力を育成するためには、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させること、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむことの双方が重要であり、これらのバランスを重視する必要がある。

このため、各教科において基礎的・基本的な知識・技能の習得を重視するとともに、観察・実験やレポートの作成、論述など知識・技能の活用を図る学習活動を充実すること、さらに総合的な学習の時間を中心として行われる、教科等の枠を超えた横断的・総合的な課題について各教科等で習得した知識・技能を相互に関連付けながら解決するといった探究活動の質的な充実を図ることなどにより思考力・判断力・表現力等を育成することとしている。また、これらの学習を通じて、その基盤となるのは言語に関する能力であり、国語科のみならず、各教科等においてその育成を重視している。さらに、学習意欲を向上させ、主体的に学習に取り組む態度を養うとともに、家庭との連携を図りながら、学習習慣を確立することを重視している。

以上のような観点から、国語、社会、算数及び理科の授業時数を増加するとともに、高学年に外国語活動を新設した。【国語、社会、数学、理科及び外国語の授業時数を増加した。】

③ 道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

豊かな心や健やかな体を育成することについては、家庭や地域の実態（教育力の低下）を踏まえ、学校における道徳教育や体育などの充実を重視している。

このため、道徳教育については、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであることを明確化した上で、発達の段階に応じた指導内容の重点化や体験活動の推進、道徳教育推進教師（道徳教育の推進を主に担当する教師）を中心に全教師が協力して道徳教育を展開することの明確化、先人の伝記、自然、伝統と文化、スポーツなど児童【生徒】が感動を覚える教材の開発と活用などにより充実することを示している。また、体育については、児童が自ら進んで運動に親しむ資質や能力を身に付け、心身を鍛えることができるようにすることが大切であることから、低・中学年において授業時数を増加し、【3学年を通じて保健体育の授業時数を増加し、】生涯にわたって運動やスポーツを豊かに実践していくことと体力の向上に関する指導の充実を図るとともに、心身の健康の保持増進に関する指導に加え、学校における食育の推進や安全に関する指導を総則に新たに規定するなどの改善を行った。

3 「静岡県の授業づくり指針」の構成

「静岡県の授業づくり指針」は、静岡県の子どもの実態を踏まえ、新しい学習指導要領を具体化し、各学校における授業づくりや授業力向上を支援するものです。また、「静岡県版カリキュラム」の基本的構成を継承しています。小学校、中学校、高等学校で扱う学習内容を体系的・系統的に捉え、9年間で子どもたちが習得すべき内容を明確にし、主に以下の四つの内容で構成しました。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 確実に身に付けさせたい内容(2) 発展的な学習の内容例(3) 「静岡県ならではの」を生かした内容(4) 小学校、中学校、高等学校の指導内容を体系的・系統的に捉えた資料 |
|--|

(1) 「確実に身に付けさせたい内容」について

学習指導要領及びその解説を基に、学習指導要領の各教科の「目標」や「内容」を具体化した明瞭化したりすることにより、全ての子どもに対して確実に身に付けさせたい内容をまとめました。そのために「基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむ」ことを重視しました。

また、各教科の特性に合わせて、学習指導要領の「内容」の中心となる要素を示したり、上級学年とのつながりを明示したりするなど、指導のポイントが分かるようにしました。

【各学校で活用する際の留意点】

ここに示した内容が子どもたちに確実に身に付くよう、年間指導計画の作成や授業の工夫改善に努めてください。

(2) 「発展的な学習の内容例」について

学習指導要領では、個に応じた指導を充実する観点から、子どもの学習状況などその実態等に
応じて、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することも可能であることを示していま
す。

ここでは、各学校の参考となるように発展的な学習の内容としてふさわしいと考えられるもの
を例示しました。

【各学校で活用する際の留意点】

この内容は例として示したものです。一人一人の子どもや学校の実態に合わせて活用してくだ
さい。また、発展的な学習の指導に当たっては、子どもの発達の段階に十分配慮して指導するよ
うにしてください。

(3) 『『静岡県ならではの』を生かした内容』について

静岡県の自然、文化、産業の中には、各教科の学習指導要領におけるねらいを実現するための
素材が数多くあります。そのような素材を『『静岡県ならではの』を生かした内容』に取り入れてい
ます。

また、静岡県の子どもの学力の現状を十分に把握した上で、静岡県の子どもに身に付けさせたい
内容を提示することを心掛けました。

【各学校で活用する際の留意点】

学校や地域の実態に合わせて、子どもたちが地域社会に関心を持つよう配慮しながら、指導法
や教材を工夫してこの内容を扱うようにしてください。

(4) 小学校、中学校、高等学校の指導内容を体系的・系統的に捉えた資料

学習指導要領は、心身の発達の段階や特性を十分考慮して、適切な教育課程を編成することを
求めています。「確かな学力」を育成していくためには、指導計画を立てる際に、各校種の教員が
小学校から高等学校にかけての各教科の指導の流れを体系的・系統的に捉える視点を持つことが
大切です。そこで、各教科や指導内容の特性に応じて構成等を工夫しながら、小学校から高等学
校にかけての指導内容を体系的・系統的に捉えた資料を作成しました。

【各学校で活用する際の留意点】

この資料は、既に学習したことや上級学年で学習することのつながりを確認したり、小学校・
中学校・高等学校の学習を見通して指導計画を立てたりするための資料として活用してください。
また、子どもの学習のつまづきを発見する資料とするなど、各学校において創意工夫して活用し
てください。

※静岡県教育委員会の刊行している他の冊子や配布物との関係については、以下のようになります。

「静岡県教職員研修指針」は、学校を取り巻く様々な課題への対応等を踏まえ、「頼もしい教職
員」を目指す本県の教職員が、授業力、生徒指導力等の資質・能力の向上を図るため、研修改善
の方向性や研修体系を示したものです。

「よりよい自分をつくっていくために」は、子ども一人一人の主体的な学びの姿勢を高めてい
くために、教師が行うべきことを子どもの視点から示したものです。

「授業づくり規準」は、教師の授業づくりの目標や支えとなるように、授業力を学習指導力と
教科指導力という二つの側面から示したものであり、授業づくりの心得として活用していただく
ように作成しています。

「静岡県の授業づくり指針」は、学習指導要領をわかりやすく解説し、「確かな学力」育成のため
の授業づくりに役立つよう、具体的な実践指導例等を示しています。

是非、「よりよい自分をつくっていくために」、「授業づくり規準」を基盤とし、実践の具体として
「静岡県の授業づくり指針」を有効に活用してください。

※各教科の内容において、字句の表記は、学習指導要領及びその解説の引用部分以外は、改訂常用
漢字表（平成 22 年 11 月 30 日告示）に従って表記してあります。